

三重県公報

第9633号
昭和43年5月17日
金 曜 日

学事文書課長



課長補佐

文書審査係長

目 次

規 則	
○ 三重県手数料規則の一部を改正する規則	(畜産課) 1
告 示	
○ 健康保険医及び保険薬剤師登録	(保険課) 2
○ 健康保険医療機関及び保険薬局指定	(同) 2
○ 種畜証明書交付	(畜産課) 3
○ 土地改良区成立	(耕地課) 4
公安委告示	
○ 警部派出所、警察官派出所、警察官駐在所及び検問所の名称、位置及び受持区域の一部改正	(警察本部警務課) 4
公 告	
○ 市町営土地改良事業施行認可	(耕地課) 5
○ 共同施行土地改良事業施行認可	(同) 5
○ 換地計画変更認可	(同) 5

規 則

●三重県規則第二十七号

三重県手数料規則の一部を改正する規則を次のように定める。
昭和四十三年五月十七日

三重県知事 田 中 寛

三重県手数料規則の一部を改正する規則

三重県手数料規則(昭和三十二年三重県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第四十一号に次のように加える。

鶏、ニューカッスル病生ワクチン投与に係るもの 一羽につき 二 円
第一条第四十二号中「牛の流行性感冒予防注射に係るもの 同 五十円」を「牛の流行性感冒予防注射に係るもの 同 百円」に、「三〇キログラム」を「四〇キログラム」に、「七十円」を「百円」に、「九十円」を「百二十円」

上記「西十田」を「西五十田」と改める。
 市長
 この要項は、昭和四十二年六月一日から施行する。

告 示

●三重県告示第327号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条ノ5の規定に基づき、次を保険医及び保険薬剤師として登録したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和32年政令第87号）第9条の規定により告示する。

昭和43年 5月17日

三重県知事 田 中 覚

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
三医2662	前田 太郎	43.4.12
三医2663	中野 俊郎	43.4.12
三医2664	志水 正憲	43.4.12
三薬 570	林 恵	43.4.12
三医2667	松原 正	43.5.1

●三重県告示第328号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の3の規定に基づき、次を保険医療機関及び保険薬局として指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和32年政令第87号）第2条の規定により告示する。

昭和43年 5月17日

三重県知事 田 中 覚

病院、診療所の名称	所在地	指定年月日
今中歯科医院	津市丸之内泉町2060の37	43.3.30
西川眼科医院	亀山市東丸町519の1	43.4.12
寺本歯科医院	鳥羽市鳥羽3-10-3	43.2.5
寺尾医院	四日市市西町西浦33	43.5.28
川村眼科	〃 浜田町10-11	43.5.28
川村眼科医院	鈴鹿市加佐登町2449	43.5.11
白子診療所	〃 江島町3丁目3279	43.5.28
清野産婦人科医院	〃 白子町名古4015の4	43.5.20

鷺尾小児科	津市栄町3	43.5.28
津医療生活協同組合柳山診療所	〃 大字津興柳山1353	43.5.1
森田産婦人科	松阪市魚町1629	43.5.24
島中医院	伊勢市大湊町862	43.5.1
山崎内科	〃 宮後1-8-4	43.5.1
橋上外科皮泌尿科医院	〃 岩淵2-2-3	43.5.28
仁木医院	尾鷲市栄町12-8	43.5.28
日比外科	志摩郡磯部町迫間49-6	43.5.20
落合歯科医院	四日市市中部4-7	43.5.1
田中歯科診療所	尾鷲市三木里495	43.5.28
武田歯科医院	名賀郡青山町阿保147	43.5.28
いなば薬局	三重郡菟野町1182	43.5.28
ニコニコ薬局	四日市市中部4-12	43.5.15
平田薬局	〃 塩浜980	43.5.28
株式会社善快堂薬局	〃 東富田858	43.5.28
有限会社渡辺長生堂	松阪市新町958	43.5.28
今西薬局	尾鷲市中井町61	43.5.28
井上外科胃腸科	四日市市大字日永4088の1	43.4.18
嶋地医院	上野市沖50	43.4.18

●三重県告示第329号

三重県種畜検査条例（昭和32年三重県条例第7号）第4条の規定に基づき、実施した昭和43年度臨時種畜検査に合格し、種畜証明書を交付したものは、次のとおりである。

昭和43年 5月17日

三重県知事 田 中 覚

種 類	種畜証明書検査番号	名 号	品 種	生年月日	飼 養 者 住 所	氏 名
豚	昭43臨、1	フアーリアアジュー テットオブカワイ -6	ランドレ ース	42.8.10	一志郡 白山町	北出菊雄
〃	〃	ニチレーコップス パルディングオニシ 1-4	大ヨーク シャー	42.1.20	〃	〃
〃	〃	フィールドサンライズ センター1-1	〃	41.10.20	安芸郡 豊里村	平岡直一
〃	〃	プリマ11,779オー ラオブプロムパツカ	ランドレ ース	42.6.17	〃 芸濃町	柴田堅司

〃	〃	〃	5	〃	977 ランボーベトラ ガーデン	大ヨーク シャー	42.7.21	阿山郡 伊賀町	木沢茂生
---	---	---	---	---	---------------------	-------------	---------	------------	------

●三重県告示第330号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条の規定に基づき、上西野土地改良区は、昭和43年5月6日成立したので、同条第3項の規定により告示する。

昭和43年5月17日

三重県知事 田 中 覚

公安委告示

●三重県公安委員会告示第11号

警部派出所、警察官派出所、警察官駐在所及び検問所の名称、位置及び受持区域（昭和36年三重県公安委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、昭和43年4月15日から適用する。

昭和43年5月17日

三重県公安委員会委員長 林 栄 治

警部派出所、警察官派出所、警察官駐在所及び検問所の名称、位置及び受持区域表の

四日市北警察署の欄中

阿倉川警察官派出所 四日市市阿倉川町 第18分区	〃	八田一丁目、八田二丁目、白須賀一丁目、 白須賀二丁目、富士町、大字羽津の一部 (八田三丁目、白須賀三丁目、霞ヶ浦町)
〃	〃	城山町、大字羽津の一部(金場町)羽津町、羽津山町

を

阿倉川警察官派出所 四日市市阿倉川町 第18分区	〃	八田一丁目、八田二丁目、八田三丁目、 白須賀一丁目、白須賀二丁目、白須賀三 丁目、富士町、大字羽津の一部(霞ヶ浦町)
〃	〃	城山町、金場町、羽津町、羽津山町

に改め、

四日市南警察署の欄中

内部第1警察官駐 在所 四日市市采女町	〃	采女町、波木町、貝家町、北小松町、南 小松町、森カ山町、小古曾町
内部第2警察官駐 在所 四日市市小古曾町	〃	小古曾町

を

内部第1警察官駐 在所 四日市市采女町	〃	采女町、波木町、貝家町、北小松町、南 小松町、森カ山町、小古曾町の一部(小 藪)
内部第2警察官駐 在所 四日市市小古曾四 丁目	〃	小古曾一丁目、小古曾二丁目、小古曾三 丁目、小古曾四丁目、小古曾五丁目、小古 曾六丁目、小古曾町の一部(小藪を除く。)

に改める。

公 告

●四日市市営土地改良事業施行のことを、昭和43年5月6日認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第7項の規定により公告する。

昭和43年5月17日

三重県知事 田 中 覚

●南勢町営土地改良事業施行のことを、昭和43年5月6日認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第7項の規定により公告する。

昭和43年5月17日

三重県知事 田 中 覚

●共同施行土地改良事業（四日市市生桑地区）施行のことを昭和43年5月6日認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第4項の規定により公告する。

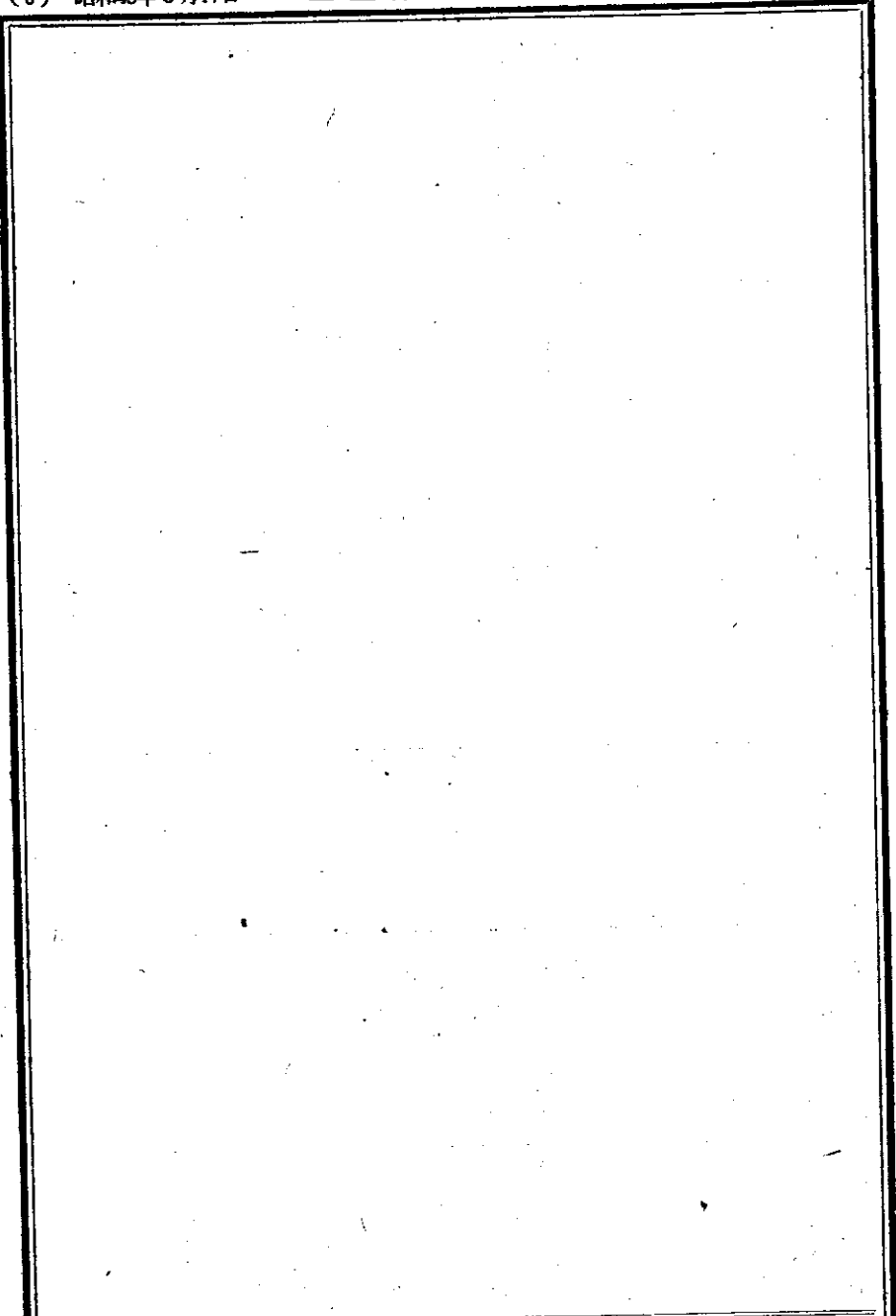
昭和43年5月17日

三重県知事 田 中 覚

●桑名郡木曾岬村、木曾岬村土地改良区の換地計画変更（第2区）のことを、昭和43年5月17日認可したので土地改良法の一部を改正する法律（昭和39年法律第94号）附則第13項の規定に基づき、改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第8項の規定により公告する。

昭和43年5月17日

三重県知事 田 中 覚



毎週火、金曜日発行
購読料、1箇月 300円
1箇年 3,600円

昭和43年5月17日印刷発行
津市広明町13番地(電代㊟1,111)
三重県庁
印刷 三重県総務部学事文書課

学事文書課長



課長補佐

事務課長

